

第六十三条第一項中「次の基準に適合する」を削り、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取付けなければならない。

第六十三条の二第二項ただし書を削り、同条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の一項を加える。

3 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取付けなければならない。

第六十六条第二項中「第二十二条第一項から第五項まで」を「第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項」に改める。

第六十七条の二を次のように改める。

(適用関係の整理)

第六十七條の二 第三章の規定が改正された場合における改正後の規定の適用に関しては、告示で、当該規定の適用の関係整理のため必要な事項を定めることができる。

第七十一条第二項中「第二十二条第一項から第五項まで」を「第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項」に「及び」を「並びに」に改める。

(装置型式指定規則の一部改正)

第二条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十七号を第四十四号とし、第三十六号を第四十三号とし、同条第三十五号中「最高速度が五十キロメートル毎時を超える自動車に備えるものに限る。」を削り、同号を同条第四十二号とし、同条中第三十四号を第四十一号とし、第二十八号から第三十三号までを七号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 法第四十一条第十三号の灯火装置及び反射器並びに同条第十五号の指示装置の取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

第十二条中第二十六号を第三十二号とし、第八号から第二十六号までを六号ずつ繰り下げ、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

第二条第六号の次に次の五号を加える。

七 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

八 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

九 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席

十一 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十一 法第四十一条第九号の乗車装置のうち頭部後傾抑止装置

第五条中「第九号から第十九号まで及び第二十六号」を「第十五号から第二十五号まで及び第三十三号」に改め、同条の表を次のように改める。

特 定 装 置 の 種 類		規 則 番 号
一 第二条第一号の施錠装置		第六十二号
二 第二条第二号の制動装置		第十三号
三 第二条第三号の側面衝突時の乗員保護装置		第九十五号改訂版
四 第二条第四号の外装		第二十六号第二改訂版
五 第二条第五号の外装の手荷物積載用部品		
六 第二条第六号の外装のアンテナ		
七 第二条第七号の突入防止装置		第五十八号改訂版
八 第二条第八号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置		
九 第二条第九号の座席		第十七号第七改訂版
十 第二条第十号の座席及び頭部後傾抑止装置		
十一 第二条第十一号の頭部後傾抑止装置		第二十五号第四改訂版
十二 第二条第十三号の乗降口の扉の開放防止装置		第十一号第二改訂版
十三 第二条第十七号の前照灯洗浄器		第四十五号改訂版
十四 第二条第十八号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置		
十五 第二条第十九号の前部霧灯		第十九号第二改訂版
十六 第二条第二十号の車幅灯		第七号第二改訂版
十七 第二条第二十一号の尾灯		
十八 第二条第二十二号の制動灯		
十九 第二条第二十三号の補助制動灯		
二十 第二条第二十四号の前部上側端灯		
二十一 第二条第二十五号の後部上側端灯		
二十二 第二条第二十六号の側方灯		第九十一号
二十三 第二条第二十七号の後部霧灯		第三十八号
二十四 第二条第二十八号の駐車灯		第七十七号
二十五 第二条第二十九号の後退灯		第二十三号
二十六 第二条第三十号の前部反射器		第三号第二改訂版